

建築物石綿含有建材調査者講習 ご案内

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

1. 当協会で実施する講習

- (1) 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）
- (2) 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

※一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれない。



2. 主な受講資格

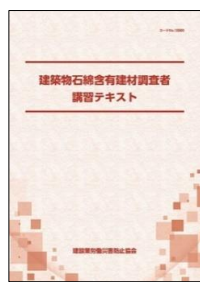
- (1) 石綿作業主任者技能講習修了者
- (2) 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- (3) 短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- (4) 高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
- (5) 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- (6) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

注）受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

3. カリキュラム及びテキスト

(1) 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

科目等	時間
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1 時間 ※
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1 時間
科目 石綿含有建材の建築図面調査	4 時間
科目 現場調査の実際と留意点	4 時間
科目 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間
修了考査（筆記試験）	1.5時間
合 計	12.5時間



建築物石綿含有建材調査者講習テキスト

(2) 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

科目等	時間
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1 時間 ※
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1 時間
科目 一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	1 時間
科目 現場調査の実際と留意点	3 時間
科目 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間
修了考査（筆記試験）	1 時間
合 計	8 時間



一戸建て等石綿含有建材調査者講習テキスト

※ 石綿作業主任者技能講習修了者は、一般および一戸建て等の両講習とも、科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1」（1 時間）が免除されます。

4. 修了考査（筆記試験）

時期	合否
講義修了年度	合格 → 調査者 不合格
翌年度	↓
翌々年度	再受験可能

5. お問合せ先(建災防都道府県支部一覧)

本講習は、建災防都道府県支部で実施します。開催時期・受講料については、以下の最寄の支部へお問い合わせください。

※注意：一部実施していない支部もあります

支部名	電話番号
北海道	011-261-6187
青 森	017-773-6200
岩 手	019-623-4411
宮 城	022-224-1797
秋 田	018-823-5499
山 形	023-642-3033
福 島	024-522-2266
茨 城	029-300-4638
栃 木	028-639-3133
群 馬	027-252-1669
埼 玉	048-862-2542
千 葉	043-225-8524
東 京	03-3551-5372
神奈川	045-201-8456
新 潟	025-285-7141
富 山	076-478-4900

支部名	電話番号
石 川	076-244-7146
福 井	0776-24-1197
山 梨	055-221-8810
長 野	026-228-7200
岐 阜	058-276-3743
静 岡	054-255-1080
愛 知	052-242-4441
三 重	059-227-5922
滋 賀	077-522-3232
京 都	075-231-6587
大 阪	06-6941-2961
兵 庫	078-997-2323
奈 良	0742-22-3345
和歌山	073-436-1327
鳥 取	0857-24-2281
島 根	0852-21-9004

支部名	電話番号
岡 山	086-225-4132
広 島	082-228-8250
山 口	083-924-3743
徳 島	088-622-3113
香 川	087-821-5243
愛 媛	089-943-5330
高 知	088-822-0321
福 岡	092-483-5101
佐 賀	0952-26-2779
長 崎	095-820-7755
熊 本	096-371-3700
大 分	097-538-0745
宮 崎	0985-20-8610
鹿児島	099-257-9211
沖 縄	098-876-5273

建設業労働災害防止協会 本部 教育推進部 企画課・教育課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館 7 階

TEL：03-3456-0618（教育推進部 企画課・教育課直通）/03-3453-8201（代表）

FAX：03-3456-2458

ホームページ：https://www.kensaibou.or.jp/



調査者講習のご案内はこちらからアクセス！

令和3年度 登録講習 実施日・受講料・受講要件等

徳島労働局長登録教習機関 登録第1号

(講習登録有効期限：2021年8月1日～2026年7月31日)

建設業労働災害防止協会徳島県支部

講習種別	建築物石綿含有建材調査者講習（一般）		
実施日	① 9月13日～14日（講習日） 9月16日（試験日） ② 10月11日～12日（講習日） 10月18日（試験日） ③ 12月13日～14日（講習日） 12月15日（試験日） ④ 2月16日～17日（講習日） 2月18日（試験日）		
実施場所	徳島市富田浜2丁目10番地 徳島県建設センター 電話(088)622-3113		
講習時間	◎講習日 全科目者 1日目 8時45分～16時50分、2日目 8時45分～15時40分 終了予定 一部免除者 1日目 10時00分～16時50分、2日目 8時45分～15時40分 終了予定 ◎試験日 全科目、一部免除 8時45分～10時30分 終了予定		
受講料	全科目者 44,000円（税込） 一部免除者 40,000円（税込）	テキスト代	非会員 5,140円（税込） 会員 2,570円（税込）
受講資格者又は受講要件	1. 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者 2. 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者 3. 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者 4. 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（（3）に該当する者を除く。） 5. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者		

次ページへ

受講資格者又は受講要件	6. 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者 7. 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者 8. 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者 9. 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者 10. 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者 11. 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
講習科目 一部免除者	1. 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者
対象業務	○ 建築物石綿含有建材（一般）の調査業務

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）受講申込書（登録第1号） 受付NO,

受付NO,

〔開催日： 年 月 日 ～ 月 日〕

受講票送付先

事業所 ・ 自宅

ふりがな 氏 名		生年月日		年 月 日（満 歳）	
現住所		〒 -		※申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもので無背景とする。	
連絡先		※講習当日までに連絡をとる場合がありますので、日中（午前8時30分～午後5時まで） 連絡のとれる電話番号をご記入ください。 会社 ・ 自宅 ・ 携帯 （ ）		証明写真 1枚 (3.0cm×2.4cm) 顔の幅は15mm程度 裏面に氏名を記入・貼付 して下さい	
所在地 代表者役職・氏名 事業所名		TEL : FAX :			
No.		受講資格(該当欄に○印を記入)			
(1)		労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者			
(2)		学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者			
(3)		学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者			
(4)		学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）			
(5)		学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者			
(6)		建築に関して11年以上の実務の経験を有する者			
(7)		労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者			
(8)		建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者			
(9)		環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者			
(10)		労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者			
(11)		労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者			
(12)		第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者			

建設業労働災害防止協会徳島県支部 殿

申請年月日 年 月 日

申請者

(受講者本人)

【申込書記入にあたっての注意事項】

- ① この申込書に記載する氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。
- ② 本申込書にご記入いただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- ③ 申込書に訂正が必要な場合、訂正線及び下記の訂正印で行うこと。
- ・ 個人情報記入欄：本人の訂正印
 - ・ 受講資格要件の作業経験期間に関する箇所：事業主印

【受講申込み時の注意事項】

- ① 受講日の変更について、年度内において1回限り可能。2回目以降は再度お申込み下さい。
② CPDS.CPDに申請ご希望の方は、申し出てください。

※事務局記入欄	一部免除		建災防徳島県支部		実施管理者	担当者
	有	無	会員	非会員		

◎No.(1)該当者は石綿作業主任者技能講習修了証の写しを添付

◎No.(2),(3),(4),(5)の実務経験証明欄

受講資格に必要な学歴	
	科卒業
(卒業証書の写し又は、卒業証明書のいずれかを必ず添付すること。)	
建築に関する実務経験年月	
年	月 ～ 年 月 (年 月)
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
所在地	
代表者役職・氏名	印
事業所名	

◎No.(6)の実務経験証明欄

建築に関して11年以上の実務経験	
年	月 ～ 年 月 (年 月)
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
所在地	
代表者役職・氏名	印
事業所名	

◎No.(7),(12)の実務経験証明欄

建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務経験	
年	月 ～ 年 月 (年 月)
(労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し又は作業環境測定士登録証の写しを必ず添付すること。)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
所在地	
代表者役職・氏名	印
事業所名	

◎No.(8),(9),(11)の実務経験証明欄

建築行政又は、環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)又は、労働基準監督官のいずれかにおいて 2 年以上の実務経験年月	
年	月 ～ 年 月 (年 月)
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
所在地	
代表者役職・氏名	印
行政機関名	

◎No.(10)の実務経験証明欄

受講資格において定められた、労働安全衛生法第93条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であったことを証明します。	
所在地	
代表者役職・氏名	印
行政機関名	

添付書類※下記書類を貼付してください。

◎No.(1)の添付書類

受講資格及び受講科目が一部免除できる資格を証明する書類【**石綿作業主任者技能講習修了証**】
「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」が免除になります。

◎No.(2)～(5)の添付書類

受講資格に必要な学歴を証明する書類【**卒業証書の写し又は卒業証明書**】

◎No.(7),(12)の添付書類

受講資格に必要な資格を証明する書類

【（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質
等作業主任者技能講習】

【**第一種作業環境測定士登録証又は第二種作業環境測定士登録証の写し**】

◎本人確認書類

自動車運転免許証の写し※マイナンバーカードは不可